

(仮称) 坂出林田バイオマス発電所整備事業 環境影響評価書 正誤表 (1/5)

項目	記載頁	正 (修正後)	誤 (修正前)
3.1 自然的状況 3.1.2 水環境の状況 (2)水質 1)海域 ①生活環境項目	本編 3.1-24	【本文】 ①生活環境項目 平成30年度の生活環境項目については、601-05でDO、COD、全磷、その他の環境基準点でCOD、全窒素、全磷について環境基準値を上回る測定日が認められた。また、一般測定点においては、DO、CODについて環境基準値を上回る測定日が認められた。	【本文】 ①生活環境項目 平成30年度の生活環境項目については、601-05でCOD、全磷、その他の環境基準点でCOD、全窒素、全磷について環境基準値を上回る測定日が認められた。また、一般測定点においては、CODについて環境基準値を上回る測定日が認められた。
	本編 3.1-25 ～ 3.1-30	【表3.1.15 海域の水質調査結果(生活環境項目、平成30年度)】 ・公共用水域の水質測定結果(平成30年度)の引用時の誤記を修正 ・全地点CODに75%値を追加 ・601-05 水温、DO、COD、SS、全窒素、全磷、全亜鉛の項目を修正 ・604-03 平均値の項目を修正(BOD、n-ヘキサン抽出物質_油分等を除く) ・604-26 透明度の項目を修正	【表3.1.15 海域の水質調査結果(生活環境項目、平成30年度)】 ・公共用水域の水質測定結果(平成30年度)を記載
	本編 3.1-31	【図3.1.20 海域の水質調査地点】 ・一般測定点604-20の位置修正(西側に移動修正)	【図3.1.20 海域の水質調査地点】 ・一般測定点604-20の位置を記載(綾川河口部の北北西に位置)
	本編 3.1-32	【図3.1.21 pH平均値の経年変化(環境基準点)】 ・グラフ(測定点604-01、604-02、604-03、605-01)内の水質に係る環境基準値を表す補助線を修正 B類型の基準値に修正	【図3.1.21 pH平均値の経年変化(環境基準点)】 ・グラフ(測定点604-01、604-02、604-03、605-01)内に水質に係る環境基準値を表す補助線を記載 A類型の基準値を記載
	本編 3.1-33	【図3.1.22(1) pH平均値の経年変化(一般測定点)】 ・グラフ(測定点604-20、604-21、604-22)内の水質に係る環境基準値を表す補助線を修正 B類型の基準値に修正	【図3.1.22(1) pH平均値の経年変化(一般測定点)】 ・グラフ(測定点604-20、604-21、604-22)内に水質に係る環境基準値を表す補助線を記載 A類型の基準値を記載

注：下線が修正箇所

(仮称) 坂出林田バイオマス発電所整備事業 環境影響評価書 正誤表 (2/5)

項目	記載頁	正 (修正後)	誤 (修正前)
3. 1. 2 水環境の状況 2) 水質 1) 海域 ①生活環境項目	本編 3. 1-35	【図 3. 1. 23 DO 平均値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) の引用時の誤記を修正 ・604-02 転記データを修正	【図 3. 1. 23 DO 平均値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) を記載
	本編 3. 1-36	【図 3. 1. 24(1) DO 平均値の経年変化 (一般測定点)】 ・グラフ(測定点 601-63)内の水質に係る環境基準値を表す補助線を修正 A 類型の基準値に修正	【図 3. 1. 24(1) DO 平均値の経年変化 (一般測定点)】 ・グラフ(測定点 601-63)内に水質に係る環境基準値を表す補助線を記載 B 類型の基準値を記載
	本編 3. 1-38	【図 3. 1. 25 COD75%値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) の引用時の誤記を修正 ・601-05、604-01、604-02、604-03、605-01 転記データを修正	【図 3. 1. 25 COD75%値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) を記載
	本編 3. 1-39 3. 1-40	【図 3. 1. 26 COD75%値の経年変化 (一般測定点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) の引用時の誤記を修正 ・601-59、601-60、601-61、601-62、601-63、604-20、604-21、604-22、604-23、604-24、604-25、604-26、605-20 転記データを修正 ・グラフ(測定点 601-63)内の水質に係る環境基準値を表す補助線を修正 A 類型の基準値に修正	【図 3. 1. 26 COD75%値の経年変化 (一般測定点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) を記載  ・グラフ(測定点 601-63)内に水質に係る環境基準値を表す補助線を記載 B 類型の基準値を記載
	本編 3. 1-41	【図 3. 1. 27 全窒素平均値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) の引用時の誤記を修正 ・601-05、604-01、604-02、604-03、605-01 転記データを修正	【図 3. 1. 27 全窒素平均値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) を記載

注：下線が修正箇所

(仮称) 坂出林田バイオマス発電所整備事業 環境影響評価書 正誤表 (3/5)

項目	記載頁	正 (修正後)	誤 (修正前)
3.1.2 水環境の状況 2) 水質 1) 海域 ①生活環境項目	本編 3.1-42	【図 3.1.28 全磷平均値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) の引用時の誤記を修正 ・601-05、604-01、604-02、604-03、605-01 転記データを修正	【図 3.1.28 全磷平均値の経年変化 (環境基準点)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) を記載
2) 河川 ①生活環境項目	本編 3.1-44	【本文】 ①生活環境項目 経年変化についてみると、 <u>年度により変動はあるものの、各項目ともに概ね横ばい傾向を示した。</u>	【本文】 ①生活環境項目 経年変化についてみると、青梅川(011-01)においてBODに増加傾向がみられるが、その他の項目については概ね横ばい傾向を示した。
	本編 3.1-46	【図 3.1.31 BOD75%値の経年変化】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) の引用時の誤記を修正 ・011-01、012-01 転記データを修正	【図 3.1.31 BOD75%値の経年変化】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 20 年度～平成 30 年度) を記載
	本編 3.1-48	【表 3.1.19 河川の水質調査結果 (健康項目、平成 30 年度)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 30 年度) の引用時の誤記を修正 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 測定値を修正	【表 3.1.19 河川の水質調査結果 (健康項目、平成 30 年度)】 ・公共用水域の水質測定結果 (平成 30 年度) を記載
6.5 水質	本編 6.5-4	【本文】 F) 調査結果 a) 生活環境項目 I) 化学的酸素要求量 (COD) 表層の化学的酸素要求量は (COD) は 1.5～3.5mg/L の範囲にあり、 <u>2 地点とともに春季、夏季、秋季において環境基準に適合しなかった。</u>	【本文】 F) 調査結果 a) 生活環境項目 I) 化学的酸素要求量 (COD) 表層の化学的酸素要求量は (COD) は 1.5～3.5mg/L の範囲にあり、St.1 では夏季と冬季において、St.2 では夏季において環境基準に適合しなかった。

注：下線が修正箇所

(仮称) 坂出林田バイオマス発電所整備事業 環境影響評価書 正誤表 (4/5)

項目	記載頁	正 (修正後)	誤 (修正前)
6.5 水質	本編 6.5-4	<p><b>【本文】</b></p> <p>F) 調査結果</p> <p>a) 生活環境項目</p> <p>III) 溶存酸素量 (DO)</p> <p>表層の溶存酸素量 (DO) は6.4～9.5の範囲で、2地点ともに<u>夏季、秋季において環境基準に適合しなかった。</u></p> <p>IV) 大腸菌群数</p> <p>表層の大腸菌群数は定量限界値未満～最大 7900MPN/100mLで、<u>St. 1では夏季、秋季において、St. 2では夏季において環境基準に適合しなかった。</u></p> <p><b>【表 6.5.1 周辺海域の水質調査 (水の汚れ：生活環境項目)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的酸素要求量[COD]の環境基準 2以下</li> <li>・溶存酸素量[DO]の環境基準 7.5以上</li> <li>・大腸菌群数の環境基準 1,000以下</li> <li>・注：2 St. 1、St. 2ともに環境基準の類型指定は海域の <u>A 類型、II 類型</u>に該当する。</li> </ul>	<p><b>【本文】</b></p> <p>F) 調査結果</p> <p>a) 生活環境項目</p> <p>III) 溶存酸素量 (DO)</p> <p>表層の溶存酸素量 (DO) は6.4～9.5の範囲で、2地点ともに4季を通して環境基準に適合した。</p> <p>IV) 大腸菌群数</p> <p>表層の大腸菌群数は定量限界値未満～最大 7900MPN/100mLで、2地点ともに4季を通して環境基準に適合した。</p> <p><b>【表 6.5.1 周辺海域の水質調査 (水の汚れ：生活環境項目)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的酸素要求量[COD]の環境基準 3以下</li> <li>・溶存酸素量[DO]の環境基準 5以上</li> <li>・大腸菌群数の環境基準 -</li> <li>・注：2 St. 1、St. 2ともに環境基準の類型指定は海域の B 類、II 型、生物 1 類に該当する。</li> </ul>
	本編 6.5-6	<p><b>【表 6.5.2 周辺海域の水質調査結果 (富栄養化)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注：2 St. 1、St. 2ともに環境基準の類型指定は海域の <u>A 類型、II 類型</u>に該当する。</li> </ul>	<p><b>【表 6.5.2 周辺海域の水質調査結果 (富栄養化)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注：2 St. 1、St. 2ともに環境基準の類型指定は海域の B 類、II 型、生物 1 類に該当する。</li> </ul>
	本編 6.5-17	<p><b>【本文】</b></p> <p>B) 評価の結果</p> <p>b) 環境保全の基準等との整合性</p> <p>発電所排水に含まれる化学的酸素要求量 (COD) 濃度は、排水口前面海域で0.2mg/L以下と、環境基準 (<u>2.0mg/L以下</u>) を大きく下回る値となっている。…………</p>	<p><b>【本文】</b></p> <p>B) 評価の結果</p> <p>b) 環境保全の基準等との整合性</p> <p>発電所排水に含まれる化学的酸素要求量 (COD) 濃度は、排水口前面海域で0.2mg/L以下と、環境基準 (<u>3.0mg/L以下</u>) を大きく下回る値となっている。…………</p>

注：下線が修正箇所

(仮称) 坂出林田バイオマス発電所整備事業 環境影響評価書 正誤表 (5/5)

項目	記載頁	正 (修正後)	誤 (修正前)
第9章 総合的な評価	本編 9-55	<p>【表1 周辺海域の水質調査 (水の汚れ：生活環境項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的酸素要求量[COD]の環境基準 2以下</li> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のA類型、II類型に該当する。</li> </ul> <p>【表2 周辺海域の水質調査結果 (富栄養化)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のA類型、II類型に該当する。</li> </ul>	<p>【表1 周辺海域の水質調査 (水の汚れ：生活環境項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的酸素要求量[COD]の環境基準 3以下</li> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のB類、II型、生物1類に該当する。</li> </ul> <p>【表2 周辺海域の水質調査結果 (富栄養化)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のB類、II型、生物1類に該当する。</li> </ul>
第11章 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項	本編 11-1～ 11-3	<p>【表 11.1.1(1) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p><u>3.1.2 水環境の状況に係る項目を追加</u></p> <p>【表 11.1.1(2) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p><u>6.5 水質に係る項目を追加</u></p>	<p>【表 11.1.1(1) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p>—</p> <p>【表 11.1.1(2) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p>—</p>
第6章 環境影響評価の結果	要約書 6-54	<p>【表1 周辺海域の水質調査 (水の汚れ：生活環境項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的酸素要求量[COD]の環境基準 2以下</li> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のA類型、II類型に該当する。</li> </ul> <p>【表2 周辺海域の水質調査結果 (富栄養化)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のA類型、II類型に該当する。</li> </ul>	<p>【表1 周辺海域の水質調査 (水の汚れ：生活環境項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的酸素要求量[COD]の環境基準 3以下</li> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のB類、II型、生物1類に該当する。</li> </ul> <p>【表2 周辺海域の水質調査結果 (富栄養化)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注：2 St.1、St.2ともに環境基準の類型指定は海域のB類、II型、生物1類に該当する。</li> </ul>
第11章 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項	要約書 11-1～ 11-3	<p>【表 11.1.1(1) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p><u>3.1.2 水環境の状況に係る項目を追加</u></p> <p>【表 11.1.1(2) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p><u>6.5 水質に係る項目を追加</u></p>	<p>【表 11.1.1(1) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p>—</p> <p>【表 11.1.1(2) 環境影響評価準備書記載内容からの主な修正事項】</p> <p>—</p>

注：下線が修正箇所